

【東京栗山会会則】

第1章 総 則

第1条 本会は、東京栗山会と称する

第2条 本会は、会員相互の親睦を図り、会員および郷土の向上発展を目的とする

第3条 本会は、前条の目的を達成するためにつきのこゝを行なう

- (1) 会員の親睦を図る
- (2) 集会の開催
- (3) ふるさと栗山町の発展に協力する

第4条 本会則に定めるもののほか、施行に関し必要な細則は幹事会にて別途定める

第2章 会 員

第5条 本会の会員はつぎの条件を満たす者とする

- (1) 栗山町出身者および栗山町にゆかりのある者とする

第3章 役員選出とその任期

第6条 本会に次の役員を置く

- (1) 顧 問 若干名
- (2) 名誉会長 若干名
- (3) 会 長 1名
- (4) 副会長 3名
- (6) 幹事長（会計事務等） 1名
- (7) 幹 事 若干名

第7条 役員は総会において、会員出席者の過半数の賛成をもって選出する

第8条 役員の任期は4年とし再任を妨げない

第4章 役員の仕事

第9条 会長は本会を代表し、各集会を招集し会務を総括する

第10条 副会長は会長を補佐する

第11条 幹事は会員を代表し、本会の目的達成のため会員の消息を掌握し、郷土の意向を幹事会に反映し業務を補佐する

第5章 会 議

第12条 総 会

- (1) 1年おきに開催される
- (2) 会員相互の親睦を図るとともに本会規約改定等を審議する

第13条 幹事会。

- (1) 幹事会は、会長・副会長および幹事で構成される
- (2) 年1回の定例幹事会を開催することが出来る
- (3) 幹事会は規約の改正案、集会の開催、会計、その他会の運営方針を審議する
- (4) 幹事会は次期役員を推薦することができる

第6章 会 計

第14条 本会の会計年度は総会より次回までとする

第15条 本会の予算および決算は幹事会の承認を受け、決算は総会に報告しなければならない

第16条 会の連絡場所は下記とする

〒182-0014 東京都調布市柴崎 2-16-7 Tel&Fax 042-486-5302

E-mail t-watanabe@mud.biglobe.ne.jp